平成29年	1　月	159,710	64,510
	2　月	175,400	80,510
	3　月	191,030	96,450
	4　月	206,830	—
	5　月	222,590	—
	6　月	238,290	—
	7　月	253,940	—
	8　月	269,540	—
	9　月	285,080	—
	10　月	300,580	—
	11　月	316,030	—
	12　月	331,420	—
平成30年	1　月	346,770	—
	2　月	362,070	—

別表第四十一（第七条第四項関係）〔各月の保険料を口座振替で前納する場合〕

前納する月	平成28年４月から平成29年３月までの各月
前　納　額	16,210円

別表第四十二（第八条第一項関係）〔２年間の付加保険料を口座振替で前納する場合〕

前納する月	平成28年４月
前　納　額	9,220円

別表第四十三（第八条第一項関係）〔１年間の付加保険料を口座振替で前納する場合〕

前納する月	平成28年４月
前　納　額	4,700円

別表第四十四（第八条第一項関係）〔６月間の付加保険料を口座振替で前納する場合〕

前納する月	平成28年４月及び平成28年10月
前　納　額	2,370円

別表第四十五（第八条第二項関係）〔平成30年３月までの間に法第９条第３号の規定に該当して資格喪失する被保険者が、当該規定に該当して資格喪失するまでの全ての期間の付加保険料を口座振替で前納する場合〕

資格喪失予定年月		法第９条第３号該当により資格喪失する者の生年月日	前納する月	
			平成28年	
			4　月	10　月
平成28年	5　月	昭和31年５月２日から昭和31年６月１日までに生まれた者	円 400	円 —
	6　月	昭和31年６月２日から昭和31年７月１日までに生まれた者	800	—
	7　月	昭和31年７月２日から昭和31年８月１日までに生まれた者	1,190	—
	8　月	昭和31年８月２日から昭和31年９月１日までに生まれた者	1,590	—
	9　月	昭和31年９月２日から昭和31年10月１日までに生まれた者	1,980	—
	10　月	昭和31年10月２日から昭和31年11月１日までに生まれた者	2,370	—
	11　月	昭和31年11月２日から昭和31年12月１日までに生まれた者	2,760	400
	12　月	昭和31年12月２日から昭和32年１月１日までに生まれた者	3,150	800
平成29年	1　月	昭和32年１月２日から昭和32年２月１日までに生まれた者	3,540	1,190
	2　月	昭和32年２月２日から昭和32年３月１日までに生まれた者	3,930	1,590
	3　月	昭和32年３月２日から昭和32年４月１日までに生まれた者	4,310	1,980
	4　月	昭和32年４月２日から昭和32年５月１日までに生まれた者	4,700	2,370
	5　月	昭和32年５月２日から昭和32年６月１日までに生まれた者	5,080	—
	6　月	昭和32年６月２日から昭和32年７月１日までに生まれた者	5,460	—
	7　月	昭和32年７月２日から昭和32年８月１日までに生まれた者	5,850	—
	8　月	昭和32年８月２日から昭和32年９月１日までに生まれた者	6,230	—
	9　月	昭和32年９月２日から昭和32年10月１日までに生まれた者	6,600	—
	10　月	昭和32年10月２日から昭和32年11月１日までに生まれた者	6,980	—
	11　月	昭和32年11月２日から昭和32年12月１日までに生まれた者	7,360	—
	12　月	昭和32年12月２日から昭和33年１月１日までに生まれた者	7,730	—
平成30年	1　月	昭和33年１月２日から昭和33年２月１日までに生まれた者	8,100	—
	2　月	昭和33年２月２日から昭和33年３月１日までに生まれた者	8,480	—
	3　月	昭和33年３月２日から昭和33年４月１日までに生まれた者	8,850	—